

松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 20 年松江市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(議員報酬) 第 2 条 議員報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>633,000 円</u> (2) 副議長 月額 <u>546,000 円</u> (3) 議員 月額 <u>515,000 円</u> 2～5 略	(議員報酬) 第 2 条 議員報酬の額は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>611,000 円</u> (2) 副議長 月額 <u>527,000 円</u> (3) 議員 月額 <u>497,000 円</u> 2～5 略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。